

(参考資料1)

「介護給付適正化計画」に関する指針について

「介護給付適正化計画」に関する指針について
【厚生労働省(平成19年6月29日 老介第0629001号)】

【 白 紙 】



老総発第0629002号
 老介発第0629001号
 老振発第0629001号
 老老発第0629003号
 平成19年6月29日

各都道府県介護保険担当部（局）長 殿

厚生労働省老健局総務課長



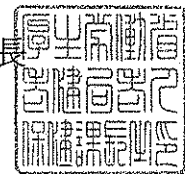
介護保険課長



振興課長



老人保健課長



「介護給付適正化計画」に関する指針について

介護給付の適正化を図ることにより、利用者に対する適切な介護サービスを提供するとともに、不適正な給付が削減されることは、介護保険制度の信頼感を高めるとともに、少子高齢化が進展する中において、介護給付費や介護保険料の増大を抑制することを通じて、持続可能な介護保険制度の構築に資するものである。

今般、こうした介護給付の適正化について、都道府県と保険者が一体となって戦略的に取り組んでいくことを促進する観点から、別紙のとおり、「介護給付適正化計画」に関する指針を定めたので、各都道府県において「介護給付適正化計画」を策定し、介護給付適正化の一層の推進について御協力をお願いします。

また、厚生労働省としても、「介護給付適正化計画」に係る必要な情報提供、全国会議の開催のほか、所要の財源措置などを通じて積極的に支援を行うこととしている。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に規定する技術的な助言にあたるものである。

「介護給付適正化計画」に関する指針

介護給付の適正化の基本は、介護給付を必要とする受給者を適切に認定した上で、受給者が真に必要とするサービスを、事業者がルールに従って適切に提供するように促すことである。このような介護給付の適正化を図ることは、不適切な給付を削減する一方で、利用者に対する適切な介護サービスを確保することにより、介護保険制度の信頼感を高めるとともに、介護給付費や介護保険料の増大を抑制することを通じて、持続可能な介護保険制度の構築に資するものである。

介護給付の適正化を効率的かつ円滑に進めるためには、国、都道府県及び保険者が一体となって、地域の実情に応じた戦略的な取組を進めていくことが重要である。

そのため、国においては、事業の実施に必要な情報提供、システムの改善、所要の財政措置及び制度の見直しの検討などの支援を行うこととしており、都道府県においては、監査・指導の充実強化を図ることと併せて、保険者が実施する事業に対して地域の実情に応じた支援策を、また、市町村においては、介護保険の保険者として効果的な事業を、積極的に実施されたい。

本指針は、介護給付の適正化の一層の推進を図るために、平成19年度中に都道府県に策定していただく「介護給付適正化計画」の考え方及び策定手順等を示すとともに、今後、都道府県及び保険者において確実に実施することをお願いしたい具体的な事業の内容及び実施目標等を示すものである。

第1 「介護給付適正化計画」について

1. 「介護給付適正化計画」のねらい

都道府県と保険者が一体となって、介護給付適正化の戦略的な取組を促進するため、平成19年度中に各都道府県において、各市町村の意見及び実情を踏まえつつ、都道府県としての考え方や目標等を定めた「介護給付適正化計画」を策定し、平成20年度から適正化事業の全国的な展開を目指すものである。

2. 「介護給付適正化計画」の内容

「介護給付適正化計画」の内容については、効果的に事業が実施されるよう、下記を参考に、各都道府県において、地域の実情等を十分に踏まえて策定していただくようお願いする。

(1) 当該都道府県における介護給付適正化の実情と問題点

各都道府県内における介護給付適正化事業の実施状況及びその問題点を記述する。

(2) 各保険者の適正化事業の取組事例

各都道府県内における先駆的な取組事例等を記述する。

(3) 問題点を解決するための今後の取組

ア. 保険者による取組内容及び目標

各都道府県において、現状分析等を踏まえ、保険者等に期待される有効な取組内容を記述するとともに、目標も併せて記述する。

なお、目標の設定にあたっては、第2に示す国が期待する事業内容及び目標等を十分に参考にして策定する。

イ. 都道府県としての具体的な支援策

「介護給付適正化計画」は、目標だけではなく、都道府県が目標の達成に向けて実際に行う支援策についても、その具体的内容も含めて記述する。

ウ. 小規模保険者への配慮

「介護給付適正化計画」の策定に際しては、適正化事業の実施にあたって、人員体制や財政上の制約が大きいと思われる小規模保険者に配慮することが必要である。このため、都道府県は小規模保険者の意見を汲み取るなどにより、数値目標設定の在り方や実際に取り組む事業内容等について、小規模保険者の置かれた状況を考慮する。

3. 「介護給付適正化計画」の策定手順例

各都道府県におかれては、すでに、「介護給付適正化計画」に係る検討体制作り及び現状の問題点、優良事例の把握等について着手

されていると思料されるが、下記に、「介護給付適正化計画」の策定作業の進め方の例を示すので、各都道府県において、最も効率的・効果的な方法で「介護給付適正化計画」を策定していただくようお願いする。

(1) 検討体制

各都道府県において、「介護給付適正化計画」を策定するための検討の場として、「介護給付適正化計画策定委員会（以下「計画策定委員会」という。）」を設置する。

(2) 現状の問題点、優良事例等の把握

介護給付の現状の分析や保険者アンケート等を通じて、都道府県内の現状の問題点や優良事例を把握する。

(3) 暫定介護給付適正化計画の策定

暫定介護給付適正化計画（以下「暫定計画」という。）の策定にあたっては、下記の手順を参考にして、遅くとも10月末までには策定していただくようお願いする。

ア. 第1回計画策定委員会において、都道府県内の現状の問題点や優良事例の報告及び評価を行う。

イ. 第2回計画策定委員会において、全国又は各都道府県における先駆的事例等を紹介し、適正化方策の検討につなげる。

ウ. 第3回計画策定委員会において、当該都道府県の地域の実情に応じた有効な適正化方策を本格的に検討する。

エ. 第4回計画策定委員会において、今後実施すべき適正化事業の内容、現在の実施状況を踏まえた今後の目標及び都道府県としての具体的な支援策などを定めた暫定計画案を検討する。

オ. 第5回計画策定委員会において、暫定計画を策定する。

(4) 保険者における具体的な事業の検討・決定

保険者として取り組もうとする具体的な事業内容の決定につ

いては、下記の手順を参考にして、具体的な事業を、遅くとも12月末までに決定するよう、保険者に対して要請する。

ア. 暫定計画策定後、速やかに、保険者を対象とした「第1回保険者連絡会」を開催し、都道府県から保険者に対して暫定計画を説明するとともに、優良事例など各保険者が事業内容を検討するうえで参考となる事項を紹介し、併せて、保険者ごとに実施しようとする取組内容の検討を要請する。

イ. 保険者において具体的な取組内容の検討を行い、都道府県へ提出する。

(5) 「介護給付適正化計画」の確定と説明等

「介護給付適正化計画」の確定と保険者に対する説明については、下記の手順を参考に2月末までに行っていただくようお願いする。

ア. 第6回計画策定委員会において、暫定計画のフォローアップを行い、「介護給付適正化計画」を確定する。

イ. 第2回保険者連絡会を開催し、確定した「介護給付適正化計画」を説明する。保険者連絡会では、「介護給付適正化計画」の内容を説明するほか、例えば以下のような事項について議論していただく。

- ・ 保険者の適正化の実施状況の確認
(実施していない場合はその理由等)
- ・ 優良事例の紹介
- ・ 各都道府県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）の介護保険審査支払システム及び介護給付適正化システムの改修要望 等

ウ. 確定した「介護給付適正化計画」を3月末までに厚生労働省に提出する。

第2 国が期待する実施目標及び事業内容等

1. 適正化事業の実施目標について

(1) 事業の実施率について

平成19年度に各都道府県が策定した「介護給付適正化計画」が実施される平成20年度においては、すべての保険者が適正化に関する事業を実施していることを目標とする。

(2) 重要事業の実施について

要介護認定の適正化、ケアマネジメント等の適切化、事業者のサービス提供体制及び介護報酬請求の適正化といった重要事業については、平成20年度以降の3年間を強化期間と位置づけ、3年計画の最終年度の平成22年度には、すべての保険者が実施していることを目標とする。

また、すでに当該事業を実施している保険者にあつては、その内容の充実や実施回数の拡充を図るよう努めるものとする。

	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度
適正化事業	100%	100%	100%	100%
要介護認定の適正化 ※認定調査状況チェック	70%	85%	95%	100%
ケアマネジメント等の適切化				
※ケアプランの点検	60%	85%	95%	100%
※住宅改修等の点検	70%	85%	95%	100%
サービス提供体制及び介護報酬請求の適正化				
※「医療情報との突合」・「縦覧点検」	60%	85%	95%	100%
※介護給付費通知	60%	85%	95%	100%

2. 都道府県が行う適正化事業等について

都道府県においては、指導・監査体制の充実など、指定権者として都道府県における必要な取組の推進を図るとともに、保険者が実施する事業の支援等を的確に実施するようお願いする。

(1) 都道府県による適正化事業の実施

ア. 指導・監査体制の充実

都道府県の指導・監査体制の充実を図る。

イ. 介護サービス事業者に対する指導・監査の実施

平成24年度までに、すべての営利法人の介護サービス事業所に対して指導・監査を実施する。

ウ. 介護サービス事業者に対する制度等の説明

介護サービス事業者等に対して、制度内容等を説明するとともに、介護報酬を適切に請求するための指導を行う。

エ. 苦情並びに通報情報等の把握、分析及び共有

サービス利用者等からの苦情及び事業所職員等からの通報情報の的確な把握及び分析を行い、関係各所との情報の共有が図られるよう努めるとともに、必要と認めた場合には、これらの情報に基づく監査を実施する。

(2) 保険者の実施する適正化事業のための支援並びに協力

ア. 保険者に対する情報提供等

保険者に対する情報提供及び助言等の支援を実施する。

イ. 認定調査員等研修事業の実施

要介護認定に係る必要な知識及び技能の習得等を目的とした「認定調査員等研修事業」を実施する。

ウ. 国保連との積極的な連携

効果的な事業の推進を図るため、都道府県が中心となって国保連と積極的な連携を図り、情報の共有を進めるとともに、小規模保険者等に対する支援方策についても検討する。

エ. その他、適正化事業の未実施保険者に対して都道府県の担当職員を派遣し、国保連介護給付適正化システムの操作方法や分析方法等を指導するなど、都道府県が地域の実情を踏まえて、独自に支援事業に取り組まれることが期待される。

3. 保険者が行う適正化事業について

各保険者において、地域の実情に応じて以下の事業の推進を図ることとする。

(1) 要介護認定の適正化

ア. 新規の要介護認定調査の直営化

新規の要介護認定に係る調査の直営化について、経過措置期間の終了に備えた計画的な取組を図る。

イ. 委託している認定調査の市町村職員によるチェック・点検

民間事業者に委託している認定調査（経過措置期間における新規の認定調査及び変更・更新認定調査）の結果に対して市町村職員による点検を実施する。

ウ. 格差是正に向けた取組

一次判定から二次判定の軽重度変更率の地域格差・合議体格差等を把握し分析するなど、格差是正に向けた取組を行う。

エ. その他

変更・更新の認定調査についても適正化を図るため、市町村職員による調査、指定市町村事務受託法人への調査の委託等についての検討を行う。

(2) ケアマネジメント等の適切化

ア. 適切なケアプランの推進

利用者の自立支援に資する適切なケアプランであるか等に着目したケアプランの点検を実施する。

イ. 住宅改修の点検

住宅改修の事前訪問調査や事後確認の推進を図る。

ウ. 研修会等の開催

ケアマネジャーに対する研修会、情報交換会等を計画的に開催する。

(3) 事業所のサービス提供体制及び介護報酬請求の適正化

ア. 指導・監査

指導監査体制の充実を図るとともに、営利法人を対象とした重点的な指導監査の推進を図る。

イ. 苦情・通報情報の適切な把握及び分析

保険者又は国保連合会に寄せられた苦情・通報情報の適切な把握及び分析を行い、効率的な事業者指導を実施する。

ウ. 不当請求あるいは誤請求の多い事業者への重点的な指導

国保連の審査において、返戻及び減額等の請求が多い事業者に対して、重点的な指導を実施する。

エ. 介護給付費通知の送付及びそれにより受給者等から提供された情報の活用

介護給付費通知により受給者等から寄せられた架空請求や過剰請求等の情報に基づき、都道府県と合同又は市町村自ら監査を実施する。

オ. 国保連介護給付適正化システムの活用

給付実績を活用した情報を活用し、医療情報との突合及び縦覧点検の結果に基づく過誤調整等を実施する。

(4) 制度の周知

受給者が不正なサービスを受けないようにするために、受給者等に対して制度内容等の周知・広報を実施する。

【参考1】

「介護給付適正化計画」策定スケジュール（例）

時 期	策定スケジュール案	備 考
19年 4月～	○「介護給付適正化計画策定委員会」（以下「計画策定委員会」）の設置	6月29日 ○全国介護給付適正化担当者会議
	現状の問題点・優良事例等の把握	
7月～10月	○暫定介護給付適正化計画の策定 第1回計画策定委員会 ・都道府県内の現状の問題点や優良事例の報告及び評価	9月頃 ○保険者へのヒアリング結果等に基づく優良事例等の提示 ○適正化による効果分析（第2弾）の提示
	第2回計画策定委員会 ・全国又は各都道府県における先駆的事例等の照会	
	第3回計画策定委員会 ・地域の実情に応じた有効な適正化方策の検討	
	第4回計画策定委員会 ・暫定計画案の検討 実施すべき事業の内容 今後の目標 都道府県としての具体的な支援策等	
	第5回計画策定委員会 ・暫定計画の決定	
10月～12月	○保険者における取組内容の検討 第1回保険者連絡会 ・暫定計画の説明 ・保険者ごとに実施しようとする取組内容の検討要請	
	【保険者】 ・具体的な取組内容の検討 ・取組内容を都道府県へ提出	
20年 1月～3月	○介護給付適正化計画の確定 第6回計画策定委員会 ・暫定計画のフォローアップ ・介護給付適正化計画の確定	3月頃 ○18年度介護給付適正化推進運動実施状況調査結果（最終版）の報告
	第2回保険者連絡会 ・介護給付適正化計画の説明 ・適正化事業の実施状況の確認 ・国保連のシステム改修要望等の検討等	
3月末まで	○介護給付適正化計画を厚生労働省へ提出	

【参考2】

国が検討している主な支援事業等

1. 要介護認定の適正化対策

- (1) 各市町村の認定調査における中核的役割を担い、他の認定調査員に対して適切な指導を行う「調査指導員」の養成
- (2) 各市町村からの派遣要請に基づき、要介護認定に精通した者を認定審査会に派遣し、技術的助言の実施

2. ケアマネジメント等の適切化対策

- (1) ケアプラン点検体制の整備、介護支援専門員に対する支援などの先駆的な実施例の説明・普及
- (2) ケアプラン点検支援マニュアルの作成（平成19年度中）

3. 事業者のサービス提供体制及び介護報酬請求の適正化対策

- (1) 都道府県の指導・監査体制の充実のために必要な地方交付税の要求
- (2) 国保連介護保険審査支払システム及び介護給付適正化システムの機能拡充のための検討

4. 適正化事業による効果等に関する分析結果の提供

- (1) 本年9月頃
 - ・ 保険者に対するヒアリング結果を踏まえた優良事例等の紹介
 - ・ 「平成18年度介護給付適正化推進運動実施状況調査」の集計結果を踏まえた適正化事業による効果分析の中間的な提示
- (2) 20年3月頃
 - ・ 平成18年度に実施された適正化事業による平成18年度の介護給付実績等への影響の分析の提示

【 白 紙 】